

令和6年度重複・多剤服薬者対策に向けた 連携構築支援事業 実施報告書

目次

1. はじめに
2. 事業の目的及び概要
3. 実施内容

1. はじめに

- 重複・多剤服薬者の対策は、国民健康保険の保険者が被保険者の健康保持・増進及び医療費適正化を図る上で重要な課題であり、都における重複・多剤服薬者対策の実施自治体数は、令和5年度時点で46自治体である。（令和6年度保険者努力支援制度（取組評価分）ベース）
- 区市町村における重複・多剤服薬者対策では、重複投与者・多剤投与者の抽出基準を設定し、対象者を抽出した上で、服薬情報通知や個別訪問指導などの取組が実施されている。
- 保健指導は、民間事業者（保健師等）への委託により実施されることが多くなっているが、服薬指導の実施に当たっては、処方薬全体を把握するとともに、医師との調整等が必要な場合が多く、より効果的な事業実施のためには、薬剤師とも連携・協働した取組が有用と考えられる。
- そのため、都では令和2年度から令和4年度まで都薬剤師会と連携したモデル事業を実施した。モデル事業では、都が指定したモデル自治体において地区薬剤師会と連携した重複・多剤服薬者に対する服薬指導の取組が推進された。
- 一方で、他の区市町村においても、モデル事業とは連携体制等は異なるものの、地区医師会・地区薬剤師会と連携した取り組みが見られる。また、服薬指導以外の取組においても薬剤師と連携することにより、区市町村における重複・多剤服薬者対策をより効果的に実施することが可能である。
- そこで都は東京都薬剤師会と連携し、令和5年度から「重複・多剤服薬者対策に向けた連携構築支援事業」を開始し、モデル事業の形態（地区薬剤師会への服薬指導の委託）に限定せず、広く区市町村における薬剤師と連携した重複・多剤服薬者対策を推進することとした。
- 連携構築支援事業の初年度となる令和5年度は4区市への支援に留まったが、令和6年度からの取組に向け事前調整を進めた結果、令和6年度は新たに19区市が取組支援を希望。継続の2区市と合わせて計21区市に対して支援・助言を行い、自治体と地区薬剤師会の連携による重複・多剤服薬者対策を推進した。

2. 事業の目的及び事業概要

事業の目的

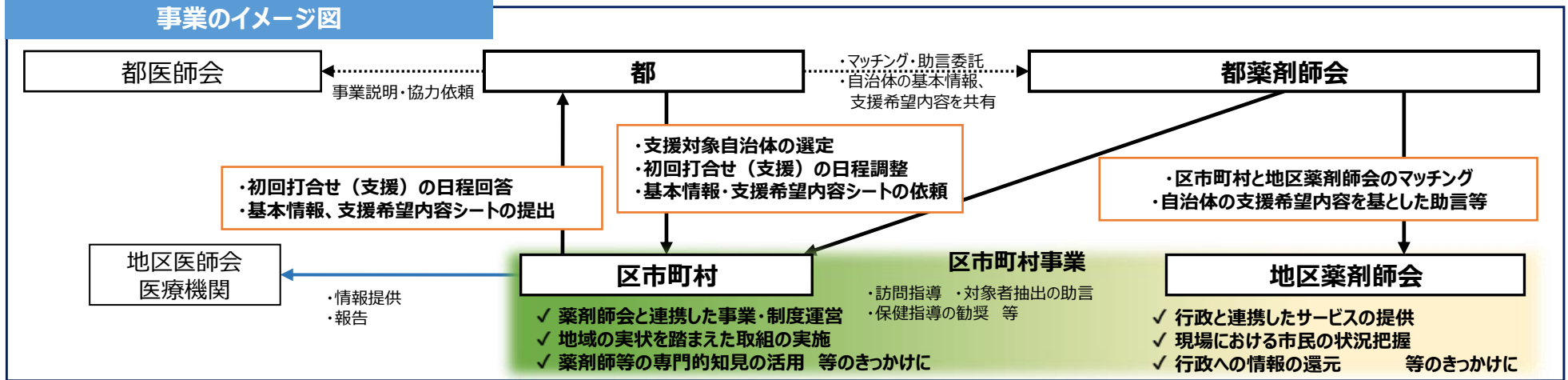
区市町村と地区薬剤師会が連携して重複・多剤服薬者対策に係る事業を実施することを支援し、区市町村が地域の状況に応じて効果的な取組を実施できるようにすることで、被保険者の健康保持・増進及び医療費適正化を推進する。

事業概要・スキーム等

○各区市町村が地域の状況に応じて地区薬剤師会と連携して事業を実施・展開できるよう、都薬剤師会と、マッチングや助言等の支援を行う。

- 地区薬剤師会との事業連携に向けた事前相談
- 重複・多剤投与者の抽出基準の設定に係る相談・助言
- 服薬情報通知の作成に係る相談・助言
- 疑義のある向精神薬や睡眠薬の処方についての相談（複数の医療機関を受診し向精神薬や睡眠薬の処方を受けている場合等）等

事業のイメージ図



R6スケジュール

	1月～2月	3月	4月	5月	...	3月
都・薬剤師会	実施状況調査	支援対象自治体 3月内示・4月決定		説明会	支援対象自治体への支援（都薬剤師会・地区薬剤師会による助言等） ※初回の打合せは5月から7月の間までに実施する	
区市町村	調査回答	重複・多剤服薬者対策（事業実施・検討）				

支援実施自治体（連携地区薬剤師会）一覧

令和5年度（4区市）

- ・中央区（京橋薬剤師会 日本橋薬剤師会）
- ・渋谷区（渋谷区薬剤師会）
- ・北区（北区薬剤師会）
- ・八王子市（八王子薬剤師会）

※上記4区市への支援に加え、4区市に対して
令和6年度に向けた事前調整を実施

令和6年度（21区市町村 うち新規19）

- | | | |
|----|--------|-----------------|
| 新規 | ・千代田区 | （千代田区薬剤師会） |
| 新規 | ・台東区 | （浅草薬剤師会 下谷薬剤師会） |
| 新規 | ・江東区 | （江東区薬剤師会） |
| 新規 | ・目黒区 | （目黒区薬剤師会） |
| 新規 | ・杉並区 | （杉並区薬剤師会） |
| | ・北区 | （北区薬剤師会） |
| 新規 | ・葛飾区 | （葛飾区薬剤師会） |
| | ・八王子市 | （八王子薬剤師会） |
| 新規 | ・立川市 | （立川市薬剤師会） |
| 新規 | ・武蔵野市 | （武蔵野市薬剤師会） |
| 新規 | ・府中市 | （府中市薬剤師会） |
| 新規 | ・調布市 | （調布市薬剤師会） |
| 新規 | ・小金井市 | （小金井市薬剤師会） |
| 新規 | ・小平市 | （小平市薬剤師会） |
| 新規 | ・日野市 | （南多摩薬剤師会日野支部） |
| 新規 | ・武蔵村山市 | （武蔵村山市薬剤師会） |
| 新規 | ・多摩市 | （南多摩薬剤師会多摩支部） |
| 新規 | ・西東京市 | （西東京市薬剤師会） |
| 新規 | ・瑞穂町 | （西多摩薬剤師会瑞穂支部） |
| 新規 | ・日の出町 | （西多摩薬剤師会あきる野支部） |
| 新規 | ・檜原村 | （西多摩薬剤師会あきる野支部） |

3. 令和6年度実施内容（概要）

○区市町村と都薬剤師会及び地区薬剤師会との打合せ状況

打合せ回数	区市町村数
年1回	10地区
年2回	7地区
年3回	2地区
年4回以上	2地区

<打合せ回数に応じた概要>

- 年1回 江東区・目黒区・杉並区・武蔵野市・府中市
調布市・武蔵村山市・西東京市・日の出町・檜原村
- 年2回 浅草・下谷・立川市・小金井市・小平市
多摩市・瑞穂町
- 年3回 北区・日野市
- 年4回以上 八王子市・葛飾区（12回）

○打合せにおける助言状況

助言内容	区市町村数
重複・多剤服薬者対策の対象者抽出の助言	17地区
服薬情報通知に関する助言	11地区
服薬指導に関する助言	9地区
取組の効果検証方法への助言	4地区
疑義のある向精神薬や睡眠薬の処方への助言	4地区
地区医師会との連携への関与	7地区
その他の内容に関する助言	8地区

3. 令和6年度実施内容（詳細）

重複・多剤服薬者対策の対象者抽出の助言事例

- ・区からは重複・多剤服薬者の対象者抽出方法について、助言の希望があった。これまでは睡眠薬・向精神薬処方に関してのみの抽出であったが、本事業の中で、他科受診による胃薬、アレルギー剤など、薬効群での重複服薬者を抽出できないかを提言した。（台東区）
- ・自治体担当者と現在の行政の取り組みについて共有した。重複受診患者には健康相談の案内通知や必要に応じて保健師や看護師による訪問指導を行っている。その結果行動変容があった対象者は全体の約90%に達し高い改善効果がある。また今後の重複・多剤服用者対策に向けた意見交換を行い多剤併用対象患者の抽出条件は15剤以上服用と提案があったが、その条件では対象患者が少なすぎる事を踏まえ12剤以上が良いと意見を伝えた。これにより対象者は200人前後となった。（立川市）
- ・市との打ち合わせにより精神科・透析患者・末期がん・難病などは除いた。多剤の定義を6種類→8種類としかかりつけ薬剤師の加算をとっているところは除いた。これにより約1000から90例程度に対象を絞った。（小平市）

服薬情報通知に関する助言事例

- ・区からは服薬情報通知について、助言や提案の希望、また相談があった。行政は他区での同様の事業で使用されたチラシ等の資料を提示し、業務を委託する業者も他区での実績等があるため同様の資料を持っていることが考えられる。先ずはこれらの資料を集めて検討する事とした。また、以前に行った”おくすり整理そうだんバッグ事業”の時も、薬局から説明を受けた患者が処方医に話す場合があり、事前に地区医師会を通じて処方医に事業の説明を行う事が必要である事を伝えた。（北区）
- ・服薬情報記載の範囲、相談フロー等、通知用紙上の配置など薬局が通知封筒を見て「本事業の相談」であることがわかるよう、会員薬局への周知だけでなく会員以外の薬局へのサポートも地区薬剤師会で請け負う。（葛飾区）
- ・市では重複・多剤服用対象者に対し封書で市内のかかりつけ薬局で相談するよう通知をする。地区薬剤師会の会員薬局で市が作成したポスターを薬局内に貼る事で相談しやすい環境を作る。（小平市）
- ・通知書類に薬剤師会の名前もしくは地域の薬局名を載せるのはどうかという意見交換を行った。（武蔵村山市）

3. 令和6年度実施内容（詳細）

服薬指導に関する助言事例

- ・重複・多剤服薬に関して薬剤師へ相談するよう助言していただく。お薬手帳を持つことを促すようにする。（下谷）
- ・薬局に通知を持参した対象者に服薬指導を実施する。（目黒区）
- ・服薬指導に関して、薬剤師の関与が効果的であると感じた。今後のミーティングでどのような方法がとれるか、話し合うことになった。（立川市）
- ・各薬局がお薬手帳の重要性を患者に説明し、正しく運用されればよいが悪意があって手帳を複数札持つと管理できない実情を説明し、マイナ保険証での服薬管理はそういったことへの対策になると助言した。（瑞穂町）

取組の効果検証方法への助言事例

- ・支援開始前は本人への通知、それに対する回答を得る、という検証方法であったが、対象者へ通知を出したことを薬剤師会を通して会員へ周知してもらい、本取り組みの効果を期待したい。8月21日に対象者11名に通知を行った旨薬剤師会へ連絡があり、会員へ周知した。（台東区）
- ・一定期間経過後のレセプトを分析し、効果検証は事業者委託を想定。（目黒区）
- ・在宅医療が進展している区では在宅医、施設医での減薬の取り組みは実施されていると思われる。
対象は国保加入者、高齢者予備軍に対する意識醸成で医療費、介護費の削減が期待できる。
薬剤師会でも「6剤以上は安全性を見直すきっかけ」としてポリファーマシーの正しい理解を推進し、事業実施時の相談件数アップに繋げる。（葛飾区）

3. 令和6年度実施内容（詳細）

疑義のある向精神薬や睡眠薬の処方への助言事例

- ・ 某保険組合より、薬剤師会へ連絡あり、眠剤等を数百錠処方されている悪質と疑われる複数多重受診者の処方せんを受けないようにしてほしいとの依頼あった。会員薬局へ周知したが、そもそも処方箋を発行している医師へ連絡しないと防ぎきれない。レセプト上でも把握できると思われるがその領域は未着手。（江東区）
- ・ 向精神薬や睡眠薬の正しい使い方の指導に関して、薬剤師の関与が効果的であると感じた。今後のミーティングで具体的にどのように指導・関与できるか話し合うことになった。（立川市）
- ・ 日数規制のある薬剤等を知らないとのことだったので、その説明と違法に取引されることもあるという事実等もふまえて重点薬剤であることを助言した。（瑞穂町）

地区医師会との連携への関与事例

- ・ 市民向け啓発動画としてポリファーマシーの解説動画を作成、医師会の医師へ解説を依頼し医師会長の許諾を得た後に勤務先の病院にて啓発動画の収録を行った。（八王子市）
- ・ 現状では平成31年度に実施された”おくすり整理そうだんバッグ事業”として患者の残薬を整理し、再利用することで医療費削減に寄与する事業の実施を通じて薬局から処方医への情報提供など一定の連携は取れていると思う。今回は行政が該当する患者を抽出して文章を送付し、かかりつけの薬局がフォローして事業を進める事を、医師会・歯科医師会・薬剤師会で開催される”三師会”において今年度の議題とすることとし、医・歯・薬での連携体制を構築する。（北区）
- ・ 対象者向け通知案を作成、通知案を元に、区医師会の内科、循環器の医師を含めて協議を行った。
→服用錠数増加だけでなく入退院、多科受診等、重複多剤のきっかけとなる客観的データの収集と共有
→報告書を受けた医師の立場で出来る重複多剤対策、複数の医師と連携する薬剤師側の課題等について意見交換を実施（葛飾区）

3. 令和6年度実施内容（総括）

まとめ

- 重複・多剤服薬者対策事業や服薬情報通知は実施しているものの、薬剤師会との連携が十分に図られていない地区について、東京都による全体説明会後に自治体と地区薬剤師会の調整会議を開催。都薬役員もオブザーバーとして参加し、他地区における実施状況や事業効果等を説明し、関係者の理解を深めた。
- すでに薬剤師会との連携の下、重複・多剤事業を実施している地区に対しては、より効果的な事業展開に向けた改善点や患者傾向分析等への相談に応じ、事業のさらなる拡充を支援した。
- 薬剤師による助言内容としては、対象者抽出方法や服薬指導通知内容、服薬指導方法に関するものが多くを占めた。また、薬剤師の参画を機に医師会・歯科医師会等との協議の場が設けられるなど、本事業に対する薬剤師関与の有用性が示唆された。
- 一方で、自治体と薬剤師会の接点はできたものの、具体的な連携策・取組内容がイメージしにくく、他地区の事例に関する情報提供を望む声が多く聞かれた。さらに、島しょ地域など薬局が存在しない地域への対応も課題として挙げられる。
- 今後は、たとえば二次医療圏単位で合同情報交換会を開催するなど、広域的な連携体制を構築していくことにより、重複・多剤服薬者対策の質の向上とともに、多重受診など地域を越えた対策が必要な事例への対応も期待できると思われる。
- 重複多剤服薬者対策事業は、医療費適正化はもとより、都民に安心かつ安全な薬物療法を提供する上でも重要な取組であり、本事業に薬剤師が関与することで一層の患者サービスの向上が期待される。今後、より多くの地域において連携事業が実施され、さらに広域的な拡がりに繋がられるよう、引き続き支援を行っていく。